

公 告

陸上自衛隊下志津駐屯地司令
(公 印 省 略)

陸上自衛隊下志津駐屯地（高射学校）において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、令和8年度展示即売会の設置及び経営の業者を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上、申し込み下さい。

記

1 公募に付する事項

陸上自衛隊下志津駐屯地における展示即売会の設置及び経営

(1) 使用許可期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 設置施設の所在地及び名称

ア 所在地：千葉県千葉市若葉区若松町902

イ 名称：陸上自衛隊下志津駐屯地厚生センター

(3) 設置業種

食品販売、物品販売、キッチンカー

ア 食品販売

和・洋菓子、弁当、はちみつ、漬物、たこ焼き、ハンバーガー、ケバブ、パン、唐揚げ、焼き芋、焼き鳥等

イ 物品販売

自衛隊関連グッズ、腕時計、スポーツ・ゴルフ用品等

ウ キッチンカー

(ア) ファストフード等

ホットドッグ、たこ焼き、ハンバーガー、ケバブ、串焼き、ラーメン、カレー、ピザ、弁当各種等

(イ) 菓子・飲み物

クレープ、かき氷、ソフトクリーム等

2 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 国有財産使用許可書の使用条件及び業務上必要とされる関係法令並びに諸規則等を遵守できること。

(3) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、経営のすべてを自社で遂行できること。

(4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (10) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・体制を有する者であること。

3 公募期間及び募集要領等の交付

- (1) 期 間
令和7年10月31日（金）から同年11月13日（木）
- (2) 交付時間
午前9時から午後4時
（午後1時から午後2時の間及び土・日・祝日を除く。）
- (3) 交付場所及び要領
ア 陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校総務部厚生課厚生班にて交付する。
イ 陸上自衛隊高射学校ホームページ（ダウンロード可）に公開する。

4 応募要領

本公募に応募したい場合は、下記に示す応募期間に関係資料を提出することを公募の参加条件とする。

- (1) 応募期間
令和7年11月4日（火）～11月13日（木）
平日の午前9時～午後4時（ただし、午後1時から午後2時を除く。）
- (2) 提出資料
募集要領に示す「誓約書」及び「役員名簿」（原則として、返却しない。）
- (3) 提出要領
関係資料を持参又は郵送により提出すること。

5 その他

細部の内容は、募集要領及び仕様書による。

6 連絡・問い合わせ先

〒264-8501 千葉県千葉市若葉区若松町902
陸上自衛隊下志津駐屯地高射学校総務部厚生課厚生班（担当：田中・甲斐）
電話番号：043-422-0221（内線：378）
FAX：043-422-0221（内線：245）
時 間：平日の午前9時～午後4時
（ただし、午後1時から午後2時を除く。）